

諮問番号 行政不服審査諮問第19号

答申番号 川情審査行服答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が令和4年8月18日付けで、審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った給与等差押処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が同年10月7日付けで提起した審査請求（令和4年度（審）第4号。以下「本件審査請求」という。）は却下するのが相当である。

第2 事案の概要

国民健康保険の被保険者の資格（以下「国保資格」という。）を有していた請求人は、平成12年12月1日から勤務先の社会保険の資格を取得し、平成18年3月18日付けで、処分庁に対して、国保資格を喪失する届出を行った。しかし、処分庁における社会保険の資格の取得日の記録が、平成12年12月1日ではなく平成14年3月1日であったため、国民健康保険税（以下「国保税」という。）の納付義務が、平成14年2月分まで残ることとなった。

その後、請求人は、国保税の本税額を全て納付したが、延滞金を納付しなかったところ、処分庁から、令和4年8月18日付けで、給与等差押処分（以下「本件処分」という。）を受けた。

本件審査請求は、請求人が、社会保険の資格を取得していた期間に係る国保税に加算された延滞金に対して本件処分を受けたことから、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張

社会保険の資格を取得していた期間に係る分の国保税の納付義務が残っていることに納得できず、本税額に加算された延滞金を納付しなかったところ、処分庁から本件処分を受けた。処分庁が、十分な説明を行わずに本件処分を行ったことは誠に遺憾である。

また、処分庁が、請求人が過去に提出した国民健康保険資格喪失届書（以下「資格喪失届出書」という。）等の資料を示さないことにも納得できない。

第4 処分庁の主張

- 1 請求人は、処分庁の職員が十分な説明を行わずに給与等差押処分を行ったと主張する。しかし、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）は、税額を減少させる賦課決定について、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日を徒過すると行うことはできないとしていることから、請求人の平成12年度及び平成13年度の国保税を減額することはできず、その国保税に加算された延滞金は消滅しない。そのことについては、請求人に対して、丁寧に説明を行ってきた。
- 2 延滞金の額について、法及び川口市税条例（昭和29年条例第11号。以下「市税条例」という。）は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、本税額に一定の割合を乗じて計算することとしており、請求人の延滞金は、それらの規定に基づき算定した適正なものである。
- 3 民法は、差押等の一定の事由により、時効の完成が猶予されるとしている。差押えの対象となった延滞金については、当該規定に基づき、時効の完成が猶予されていることから、消滅時効は完成していない。
- 4 国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という）は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとしている。

また、国税徴収法基本通達（昭和41年8月22日付国税庁長官通達は、徴収法第47条第1項の「完納しないとき」とは、納税者又は滞納者その他第三者の納付、充当、免除又は賦課の取消し等により、徴収しようとする国税の全額が消滅していないときをいい、本税額の全額が納付され、延滞税だけが未納である場合には、督促がされている延滞税だけについて差し押さえることができるとしている。さらに、法は、国保税の滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る国保税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとし、滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によるとしている。

以上のことから、請求人の延滞金に対して差押処分を行うことは適法である。

なお、請求人の財産の調査を行ったところ、給与等の債権以外の債権には請求人の滞納額を充足するものは見当たらなかった。

- 5 請求人は、平成12年12月1日から社会保険の資格を取得していると主張する。しかし、国民健康保険基本台帳において、請求人の国民健康保険の加入期間が、平成5年1月19日から平成14年3月2日までとなっており、請求人から、社会保険の資格の取得日を平成12年12月1日とする資格喪失届書の提出がないことから、平成12年度の国保税は12か月分、平成13年度の国保税は11か月分に相当する額を課税しているものであり、その課税は適正である。

また、請求人が、平成12年12月1日から社会保険の資格を取得していたとしても、法第17条の5第4項が、国保税の税額を減少させる賦課決定について、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日まですることができるとしており、平成12年度の国保税の法定納期限である平成12年7月31日の翌日及び平成13年度の国保税の法定納期限である平成13年7月31日の翌日から起算して5年を経過していることから、減額の賦課決定を行うことはできない。

なお、平成18年3月18日付けで、請求人が提出した資格喪失届書は、5年間の保存年限を徒過しているため、破棄している。

第5 審理員意見書の理由の要旨

1 認定される事実について

第2事案の概要によるもののほか、認定される事実は次のとおりである。

- (1) 平成12年に、請求人は、処分庁から平成12年度の国保税の賦課決定処分を受けた。
- (2) 処分庁は、請求人に対して、平成12年8月20日から平成13年3月20日までの間に、平成12年度の第1期及び第4期から第8期までの国保税の督促状を送付した。
- (3) 請求人は、平成12年12月1日から勤務先の社会保険に加入した。
- (4) 平成13年に、請求人は、処分庁から平成13年度の国保税の賦課決定処分を受けた。
- (5) 処分庁は、請求人に対して、平成13年11月20日に、平成13年度第4

期、平成14年3月20日に、平成13年度第8期の国保税の督促状を送付した。

(6) 請求人は、平成17年11月2日付けで、処分庁から不動産の差押処分を受けた。

(7) 平成18年3月2日、請求人は、来庁し、処分庁の職員に対して、社会保険に加入したことを伝えた。また、請求人が、同月13日に処分庁に対して、資格喪失届書を提出することとした。

(8) 同月13日、請求人が処分庁に対して架電し、資格喪失届書を同月18日に提出することを伝えた。

(9) 同月18日付けで、請求人は、処分庁に対して、資格喪失届書を提出した。
なお、国保資格の喪失日（以下「国保喪失日」という。）は、国民健康保険台帳によると、平成14年3月2日となっている。

(10) 令和4年8月18日付けで、処分庁が、請求人の勤務先宛てに本件処分を行うことを内容とする債権差押通知書を発送した。

(11) 同月19日、請求人の勤務先に債権差押通知書が到達した。

2 延滞の算定についての検討

(1) 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）第28条は、同条例に定めるもののほか、国保税の賦課徴収については、市税条例の定めるところによるとしている。

(2) 市税条例第19条及び附則第4条の2第1項は、納税者が納期限後に税金を納付する場合は、税額にその納期限の翌日から納付の日までの期日数に応じ、一定の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならないとしている。

(3) 一定の割合とは、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの納付については川口市税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第25号）により改正される前の市税条例附則第4条の2により、平成26年11月から令和2年12月31日までの納付については川口市税条例の一部を改正する条例（令和2年条例第28号）により改正される前の市税条例附則第4条の2第1項により、令和3年1月1日以降の納付については市税条例附則第4条の2第1項により、それぞれ計算されるものである。

(4) 延滞金の端数計算については、法第20条の4の2第2項は、その計算の基

礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとしている。また、同条第5項は、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てることとしている。

(5) これらを踏まえて、延滞金の算定について精査すると、違算は認められない。

3 消滅時効についての検討

(1) 法第18条第1項は、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅するとしている。

(2) 地方税の徴収権の時効の完成猶予及び更新については、次のとおりである。

ア 法第18条の2第1項第1号及び第2号は、納税通知書等による納付に関する告知に指定された納期限まで又は督促状を発した日から起算して10日を経過する日までの期間は時効が完成せず、その期間を経過した時に新たに時効が進行を始めるとしている。

イ 令和2年3月31日以前については、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（以下「旧民法」という。）第147条第2号及び第157条第1項は、差押えが終了するまでの間は時効が中断し、差押えが終了した時から、新たにその進行を始めるとし、また、旧民法第153条は、催告の時に時効が中断するが、6か月以内に差押え等を行わなければ、その効力は生じないとしている。

ウ 令和2年4月1日以降については、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第10条第2項は、旧民法第147条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその効力については、なお従前の例によるとしている。

(3) これらを踏まえて、本件処分の対象である延滞金の消滅時効について精査すると、消滅する部分はない。

4 処分庁から請求人に対する本件処分に関連する事項の説明についての検討

請求人は、処分庁から納得がいく回答がないまま本件処分が行われたことを主張する。

しかし、前述のとおり、督促状を発した日から起算して10日を経過した日ま

で完納しないときは、処分庁は、滞納者の財産を差し押さえなければならないのであり、その差し押えは、納税者の意思によらず強制的に行われるものであることから、請求人の主張は、本件審査請求の結論を左右する事情とはならない。

5 差押処分の違法及び不当についての検討

- (1) 法第728条第1項第1号は、地方団体の徴税吏員は、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとしている。
- (2) 法第728条第7項は、法に定めるもののほか、国保税に係る地方公共団体の徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によるとしている。
- (3) 法第1条第1項第14号は、地方団体の徴収金とは、地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいうとしており、地方団体の徴収金の中には延滞金も含まれる。
- (4) 滞納者の財産のうち、いかなる財産を差し押さえるかは、徴収職員の自由裁量に任されている（仙台高判昭和34年4月17日。行政事件裁判例集10巻8号1529頁）。また、国税徴収法基本通達（昭和41年8月22日付国税庁長官通達）第5章第1節第1款第47条関係17は、差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して行うものとしている。
 - ア 第三者の権利を害することが少ない財産であること。
 - イ 滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
 - ウ 換価が容易な財産であること。
 - エ 保管又は引揚げに便利な財産であること。
- (5) 徴収法第75条から第78条までは、差押禁止財産及び差押禁止額について定めている。
- (6) これらを踏まえて検討すると、督促については、本件処分の対象となった平成12年度及び平成13年度の国保税に対して、平成12年8月20日から平成14年3月20日にかけて行われている。
- (7) 差押処分の対象として給与等の債権を選択したことについては、差押財産の選択の際には、(4)イのとおり、滞納者の生活の維持に与える支障が少ない財産であること及び(4)ウのとおり、換価が容易な財産であることに留意する

こととされているが、処分庁が、請求人の預金の債権を調査していることから、給与等の債権と比較し、請求人の生活の維持に与える影響が少なく、換価が容易と考えられる預金債権の差押えの執行を試みていたことが窺われる。また、処分庁は、既に差押えを執行している請求人の不動産を公売することも可能であったが、その場合、給与等の債権の差押えと比較し、請求人の生活に与える影響が大きく、換価も容易ではないことから、処分庁が、差押えを執行する債権として給与等の債権を選択したことについては、考慮すべき事項を考慮しているといえる。

(8) 差押禁止財産については、徴収法第75条及び第78条に定めがあるが、本件処分の対象である給与等の債権は、これらに定める差押禁止財産に当たらない。また、差押禁止額については、徴収法第76条及び第77条に定めがあるが、本件処分は、給与等債権に係る差押調書（謄本）の差押債権欄に記載があるとおり、差押禁止額を控除することとしている。

(9) 以上のことから、本件処分に違法ないし不当な点は見当たらない。

6 減額の賦課決定についての検討

(1) 本件審査請求は、給与等差押処分に対するものであるが、審査請求の趣旨によると、勤務先の社会保険の資格を取得していた期間に対して国保税が賦課されていることへの不満が強いことから、国保税の賦課決定処分について触れる。

(2) 法第17条の5第4項は、地方税の税額を減少させる賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日まですることができるとしており、5年を経過した日の翌日以後はいかなる理由があっても地方税を減額する賦課決定はできない（地方税制度研究会編集「地方税総則実務提要」511頁）。

(3) 法第11条の4第1項に規定する滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限とは、法又は法に基づく条例の規定により地方税を納付すべき期限をいい、地方税で納期を分けているものの第2期以降の分については、その第1期分の納期限をいうものとしている。

(4) これらを踏まえて検討すると、平成12年度分の国保税は法定納期限ある平成12年7月31日の翌日から、平成13年度分の国保税は法定納期限である平成13年7月31日の翌日から起算して5年を経過する日を徒過すると、減額の賦課決定を行うことはできない。

(5) 在職期間証明書によると、請求人の社会保険の資格取得日は、平成12年1

2月1日と記載されている。それに対して、処分庁の国民健康保険基本台帳では、国保喪失日は、平成14年3月2日となっており、国保喪失日は、社会保険の資格取得日の翌日となることから、請求人の社会保険の資格取得日は、平成14年3月1日となり、双方の社会保険の資格取得日が一致しない。

請求人の国保喪失日が平成14年3月2日となっている理由については、平成18年3月18日付けの資格喪失届書が、保存期間の満了により破棄されていることから、正確に把握することはできないが、請求人が処分庁に対して提出した資格喪失届書における社会保険の資格取得日が、平成12年12月1日であることを認める事実は見当たらない。

(6) また、平成18年3月18日付けの資格喪失届書の他に、社会保険の資格取得日を平成12年12月1日とする資格喪失届書を提出した事実も見当たらない。

(7) 以上のことから、処分庁が、請求人が社会保険の資格を取得していた期間に相当する国保税の額について、減額の賦課決定を行わないことに違法ないし不当な点を認めることはできない。

7 結論

以上からして処分庁の差押処分には、違法または不当の点はなく請求人の本件請求は棄却されるべきものである。

第6 審査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審査審議を行った。

年 月 日	経過
令和5年 2月10日	諮問
令和5年 4月 5日	審査庁及び処分庁からの意見聴取・審査
令和5年 6月29日	審査庁及び処分庁からの意見聴取・審査
令和5年 8月21日	審査
令和5年10月23日	審査庁及び処分庁からの意見聴取・審査
令和5年11月27日	審査庁及び処分庁からの意見聴取・審査
令和6年 1月22日	請求人による口頭意見陳述・審査
令和6年 2月 7日	審査
令和6年 4月 3日	審査

令和 6 年 6 月 1 7 日 審査

第 7 審査会の判断

- 1 本件差押えは、処分庁が債権者となり、令和 4 年 8 月 1 8 日付け、本件請求人を債務者として国保税の延滞税の残金全額である金 8 9 万 2 2 0 0 円を請求債権として、債務者が勤務する〇〇〇〇株式会社を第三債務者として行った給与の差押えについての不服申立である。
- 2 本審査会に提出された記録によれば、本件差押調書は令和 4 年 8 月 1 9 日に第三債務者に送達され、令和 4 年 9 月 2 8 日から令和 5 年 4 月 2 7 日までの 8 回にわたり同差押えに基づく取立てが行われ、令和 5 年 4 月 2 7 日には請求金額全額である金 8 9 万 2 2 0 0 円が取り立てられたことが認められ、これにより本件差押処分に基づく手続はすべて終了したことになる。
- 3 よって、本件処分の取消しを求める本件審査請求はその請求の利益が失われたことになり、第 1 審査会の結論のとおり本件審査請求は却下されるべきものである。

令和 6 年 6 月 1 7 日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊